			高丸	105.288	—	223.737	336.922	460.635	—	—	—
		名谷	105.288	126.346	—	271.117	384.301	471.164	—	—	—
	須磨	105.288	144.771	223.737	—	368.508	471.164	471.164	105.288	—	197.415
起点	—	131.610	178.990	257.956	—	402.727	471.164	471.164	152.668	—	231.634

大型車

											長坂
										学園南	152.520
									垂水ジャンクション	—	152.520
								明石西	682.527	632.958	—
							大久保	152.520	541.446	453.747	—
						玉津	152.520	343.170	377.487	289.788	—
					伊川谷	152.520	270.723	449.934	—	—	—
				大蔵谷	—	209.715	373.674	552.885	—	—	—
			高丸	152.520	—	324.105	488.064	667.275	—	—	—
		名谷	152.520	183.024	—	392.739	556.698	682.527	—	—	—
	須磨	152.520	209.715	324.105	—	533.820	682.527	682.527	152.520	—	285.975
起点	—	190.650	259.284	373.674	—	583.389	682.527	682.527	221.154	—	335.544

（注１）起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

（注２）第二神明道路と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線の神戸市西区伊川谷町潤和（伊川谷ジャンクション）から神戸市西区伊川谷町井吹（永井谷ジャンクション）までの区間（ただし、第二神明道路の伊川谷ジャンクションから明石西インターチェンジまでの区間の全部又は一部と兵庫県道高速北神戸線の永井谷ＪＣＴ以北の区間を連続して通行する場合を除く。）及び神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野（垂水ジャンクション）から神戸市垂水区名谷町字前田（名谷ジャンクション）までの区間のいずれかの区間または両区間（以下「阪神高速管理区間」という。）とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を１回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

（注３）入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

（注４）当該道路を通行する自動車が、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の１回の通行に係る料金の額を適用する。